

特許庁委託事業

新興国（タイ、ベトナム、インドネシア）  
における知財リスク調査

2016 年 5 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.**

- (iii) 著作物を公衆に実演すること（同項 b 号）
- (iv) 著作物を複製すること（同項 c 号）
- (v) 著作物の原本又は写しを公衆に頒布すること（同項 d 号）
- (vi) 著作物を公衆送信すること（同項 dd 号）
- (v) 映画の著作物又はコンピュータ・プログラムの原本又は写しを貸し渡すこと（同項 e 号）

### (5) 自身の保有する特許に基づく共同開発を行った場合の留意点

自身の保有する特許に基づく共同開発を行った場合に、留意すべき制度として、強制ライセンス制度がある。

従属発明<sup>18</sup>の所有者は、従属発明が主発明と比較して重要な技術的進歩を創出し又は相当な経済的意義を有することを立証した上で、合理的な価格及び条件に従うことを条件として、主発明のライセンス付与を主発明の所有者に対して請求することができる。主発明の所有者が、従属発明の所有者の要求を正当な理由なく拒否した場合は、国家所管当局は、従属特許の所有者に対して主発明の強制ライセンスを付与することができる（ベトナム知的財産法第 137 条第 2 項）。

この強制ライセンスは、以下の条件を満たさなければならない（同法第 146 条各項）。

- (i) 当該実施の権利が非排他的であること（同条第 1 項 a 号）
- (ii) 当該実施の権利が、強制ライセンス許諾の目的を十分に達成するための範囲及び期間に制限されなければならないこと（同項 b 号）
- (iii) 実施権者は、その者の事業施設の譲渡と共にする場合除き、当該実施の権利を譲渡してはならず、また他人に対してサブライセンス付与してはならないこと（同項 c 号）。
- (iv) 実施権者は、主発明の所有者に対し、十分な補償を支払うこと（同項 d 号）
- (v) 主発明を実施する排他権の所有者は、合理的な条件により従属発明を実施する権利を移転させる権利も有すること（同条第 2 項 a 号）
- (vi) 主発明を実施する権利の被移転者は、従属発明に関する全権利の譲渡と共にする場合を除き、当該権利を譲渡してはならないこと（同項 b 号）

## 3. 営業秘密並びに職務発明、職務著作及び職務意匠の保護

### (1) 営業秘密並びに職務発明、職務著作及び職務意匠の保護に関連する法令、判決・事例

<sup>18</sup> 従属発明とは、他の発明（以下「主発明」という。）を基礎として創出された発明であって、主発明を実施することを条件としてのみ実施することができるものをいう（ベトナム知的財産法第 137 条第 1 項）。

前述のとおり、営業秘密、発明及び工業意匠は、ベトナム知的財産法に基づく工業所有権に分類される（同法第3条第2項）ことから、同法が関連する。

また、労働者が、営業秘密に関する規定に違反した場合の労働上の措置についてはベトナム労働法<sup>19</sup>（the Labour Code）（2012年6月18日裁可の法律第10/2012/QH13）が関連する。また、営業秘密を漏示した場合の罰則については、工業所有権に関する行政上の罰則（2013年8月29日施行 Decree99/2013/ND-CP（以下「Decree99」という。））及び競争分野の違反の取扱いに関する競争法の施行<sup>20</sup>（2014年7月21日施行 Decree 71/2014/ND-CP（以下「Decree71」という。））に規定がされている。

なお、裁判例や行政上の事件例は上記1.(i)と同様、本報告書には記載をしていない。

## (2) 営業秘密が保護を受けられる要件、及び保護の内容

### ア. 営業秘密の定義

営業秘密は、「財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である」と定義されている（ベトナム知的財産法第4条第23項）。

### イ. 営業秘密として保護を受けるための要件

ベトナム知的財産法上、次の適格要件（同法第84条各項）を満たし、次の不適格要件（同法第85条各項）に該当しない情報は、工業所有権としての営業秘密の保護の対象になる。また、営業秘密は、保護を受けるにあたって登録は必要なく、適法な取得及び秘密保持に基づいて確定する（同法第6条第3項c号）。

ベトナム知的財産法

第84条 保護に適格な営業秘密に係る一般的要件

営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと
- (2) 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対し

<sup>19</sup> ベトナム労働傷病兵社会福祉省による英訳

(<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/91650/114939/F224084256/VNM91650.pdf>)

JETRO の和訳 ([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/vn/business/pdf/VN\\_20120618\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20120618_rev.pdf))

<sup>20</sup> ベトナム投資貿易促進センターの英訳

([http://www.itpc.gov.vn/investors/how\\_to\\_invest/law/Decree\\_No.71\\_2014/view](http://www.itpc.gov.vn/investors/how_to_invest/law/Decree_No.71_2014/view))

<p>て有利性を与えることができること</p> <p>(3) それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していること</p> <p>第 85 条 営業秘密として保護されない主題</p> <p>次の秘密情報は、営業秘密として保護されないものとする。</p> <p>(1) 個人的地位の秘密</p> <p>(2) 国家管理の秘密</p> <p>(3) 安全保障及び国防の秘密</p> <p>(4) 事業に無関係な他の秘密保持情報</p>
--

#### ウ. 営業秘密の所有者

営業秘密の所有者は、適法に営業秘密を取得し、かつ、それを秘密に保持する組織又は個人である（ベトナム知的財産法第 121 条第 3 項）。

ただし、担当職務の履行中に担当職務を遂行する従業者又は当事者により取得された営業秘密は、全当事者による別段の合意がない限り、使用者又は職務割当者に属する（同項）。

#### エ. 営業秘密の権利の内容

営業秘密は、工業所有権であるから、その所有者は、他の工業所有権所有者と同様に次の保護を受けることができる（同法第 123 条第 1 項各号）。

- (i) 第 124 条及び第 X 章に従い工業所有権を行使するか、又は他人が行行使することを許可すること（同項 a 号）
- (ii) 第 125 条に従い他人が工業所有権を行使することを禁止すること（同項 b 号）
- (iii) 第 X 章に従い工業所有権を処分すること（同項 c 号）

<p>ベトナム知的財産法</p> <p>第 124 条 工業所有権の行使</p> <p>(1)から(3) (略)</p> <p>(4) 営業秘密の使用とは、次の行為の遂行を意味する。</p> <p>(a) 営業秘密を、製品の製造、サービスの提供又は商品の取引に適用すること</p> <p>(b) 営業秘密を適用することにより得られた製品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、また輸入すること</p> <p>(5)から(7) (略)</p>
---

第 125 条 工業所有権の他人による行使を防止する権利

- (1) 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、関係工業所有権の他人による行使について、当該行使が(2)又は(3)に規定する場合に該当しない限り、これを防止する権利を有する。
- (2) 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。
- (a) 発明、工業意匠又は回路配置を、個人的必要又は非商業目的のため、又は評価、分析、研究若しくは教授、検査、試験生産のため、又は製品の生産ライセンス、輸入若しくは市販のための手続を実施する上での情報を作成するために使用すること
  - (b) 標章所有者又はその使用権者以外の者により外国市場に投入された製品を除き、外国市場を含む市場に適法に投入された製品を流通させ、輸入し、その使用を実施すること
  - (c) 通過中に又は暫定的にのみベトナム領域に入った外国の輸送手段の操作を維持する目的に限り発明又は工業意匠を実施すること
  - (d) 第 134 条に従い先使用者権を有する者が発明、工業意匠又は回路配置を実施、使用すること
  - (dd) 第 145 条及び第 146 条に従い国家当局から授権された者が発明を実施すること
  - (e) 回路配置を、それが保護されている事実を知らず又は知る義務を有していない場合において、使用すること
  - (g) 保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用すること
  - (h) 商品及びサービスの名称、並びに種類、数量、品質、効用、価格、原産地及びその他の明細の説明的表象を誠実な方法で使用すること
- (3) 営業秘密所有者は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。
- (a) 自らが非合法的に取得したことを知らずに又は知る義務を有さずに取得した営業秘密を開示し又は使用すること
  - (b) 第 128 条(1)の規定に従い公衆を保護するために営業秘密を開示すること
  - (c) 非商業目的で第 128 条に従い秘密資料を使用すること
  - (d) 他人が独立して創出した営業秘密を開示し又は使用すること
  - (e) 適法に頒布された製品の分析又は評価の結果生じた営業秘密を開示し又は使用すること。ただし、分析者又は評価者と営業秘密の所有者又は当該製品の供給者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

第 X 章の章立ては、次のとおりであり、各条文の詳細な内容はベトナム知的財産

法を参照されたい。

## 第 X 章 工業所有権の移転

### 第 1 節 工業所有権の譲渡

第 138 条 工業所有権の譲渡に関する総則

第 139 条 工業所有権の譲渡に対する制限

第 140 条 工業所有権の譲渡契約の内容

### 第 2 節 工業所有権のライセンス許諾

第 141 条 工業所有権のライセンス許諾に関する総則

第 142 条 工業所有権のライセンス許諾に対する制限

第 143 条 工業所有権の行使に係る契約の種類

第 144 条 工業所有権の行使に係るライセンス契約の内容

### 第 3 節 発明の強制ライセンス許諾

第 145 条 発明の強制ライセンス許諾の根拠

第 146 条 強制的決定に基づいて移転された発明を実施する権利に対する制限の条件

第 147 条 強制的決定に基づく発明のライセンス許諾に係る管轄及び手続

### 第 4 節 工業所有権の移転契約の登録

第 148 条 工業所有権の移転契約の効果

第 149 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類

第 150 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の処理

次の行為は、営業秘密の侵害行為であるとみなされる。

## 第 127 条 営業秘密に対する権利の侵害行為

(1) 次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。

- (a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営業秘密の具体的情報を入手又は取得すること
- (b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること
- (c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示するために秘密保持担当者を欺瞞し、誘導し、買収し、強要し、唆し若しくはその信用を濫用すること
- (d) 営業秘密の具体的情報であって、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること
- (dd) 営業秘密を、それが(a)、(b)、(c)及び(d)という行為の 1 に従事する他人により取

得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること  
(e) 第 128 条に規定する秘密保持義務を履行しないこと  
(2) (1)にいう営業秘密の適法な管理者は、当該営業秘密所有者、その者の適法な実施権者又は管理職を含むものとする。

### (3) 現地法人の従業員が営業秘密を盗んだり、持ち出したりした場合に取り得る措置

営業秘密の所有者は、現地法人の従業員が営業秘密を盗んだり、許可無く持ち出したりした場合、次に述べる措置を採ることができる。

#### ア. 権利者自身による保護（ベトナム知的財産法第 198 条第 1 項各号）

営業秘密の所有者は、他の知的所有権<sup>21</sup>と同様、自らの営業秘密を保護するために次の措置を適用する権利を有する（ベトナム知的財産法第 198 条第 1 項各号）。

- (i) 知的所有権の侵害を予防するため技術的措置を講じる権利（同項 a 号）
- (ii) 侵害行為を犯した組織又は個人に対して、当該侵害行為を終了し、謝罪し、又は公的に是正し、かつ、損害に対して補償するよう請求する権利（同項 b 号）
- (iii) 国家所管当局に対して、ベトナム知的財産法並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求する権利（同項 c 号）
- (iv) 自らの正当な権利及び利益を保護するために、営業秘密の権利を侵害する者に対して、管轄裁判所における訴訟又は仲裁を提起する権利（同項 d 号）<sup>22</sup>

#### イ. 民事手続による救済措置（ベトナム知的財産法第 202 条各項）

裁判所は、他の知的所有権と同様、営業秘密の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる（同法第 202 条各項）。

- (i) 知的所有権の侵害の終了を強制すること（同条第 1 項）
- (ii) 評判の是正を強制すること（同条第 2 項）
- (iii) 民事的義務の遂行を強制すること（同条第 3 項）
- (iv) 損害に対する補償を強制すること（同条第 4 項）
- (v) 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用

<sup>21</sup> 「知的所有権」とは、「知的な資産に対する組織及び個人の権利であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。」と定義されている（ベトナム知的財産法第 4 条第 1 項）。

<sup>22</sup> なお、ベトナム知的財産法第 198 条第 1 項 d 号は、上記のように裁判所に訴訟を提起する権利を定めており、民事訴訟手続による救済措置と解されるが、同条では権利者「自身による保護」に分類されているので、本報告書でも当該分類に従った。

具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする（同条第5項）

## ウ. 行政上の措置

### (ア) 工業所有権の分野での行政上の措置

営業秘密の侵害によって損害を受けている営業秘密の保有者は、国家所管当局に対して、その侵害に対処するよう要求する権利を有する（Decree99 第22条第1項）。行政上の罰として、侵害者が個人の場合には、最大1,500万ベトナムドンが、組織の場合には、3,000万ベトナムドンが、罰金として科されることになる（Decree99 第14条第15項a号）。

営業秘密を侵害した者に同様の対する罰金については、Decree71の第29条第1項にも定められており、1,000万ベトナムドンから3,000万ベトナムドンが科されることになる。

### (イ) 補償の分野における行政上の措置

違反を行うことを目的とした証拠物件、及び違反を行うことで得た利益については、押収の対象となる（Decree71 第29条第2項）。

## エ. 懲戒処分

就業規則及び労働契約では、侵害を行った従業員に対して、雇用者は以下に述べる懲戒処分を、当該従業員に対して行うことができる（ベトナム労働法第125条）。

- (i) 戒告
- (ii) 6ヶ月を超えない昇給期間の延長、免職
- (iii) 解雇

上記処分をするにあたっては、雇用者は、労働法に規定されたすべての手続、手順、及び法令の制限に厳密に従わなければならない。

### (4) 現地法人の従業員が、退職後同種営業の企業に再就職したり独立開業したりするこ



## との禁止

退職した労働者によって雇用者の営業秘密が漏洩し、あるいは不正使用されることは経験則上明らかであり、雇用者の立場からすれば、退職する従業員に協業避止義務を課すことが望ましい。

この点、ベトナムにおける現行法では、労働契約の終了後の協業避止義務について明確に定めた規定は存在せず、協業避止義務を定めること自体は一応有効であると考えられている。

しかしながら、諸外国の例を見ても明らかなおり、無制限あるいは長期間の協業避止義務を課すことが許されるとは考えられないところ、競業避止義務が有効と解されるための基準も明らかではない。

したがって、このような義務を労働契約で退職後の労働者に課す場合には、合理性が認められるよう、退職する労働者の地位、職務内容、接した営業秘密の内容等に勘案して当該義務の内容に十分に留意する必要があるものと考えられる。

### (5) 現地で生じた職務発明、職務著作及び職務意匠の扱い

### (6) 職務発明、職務著作及び職務意匠に対する対価

職務発明、職務著作の扱い・対価については、上記 2.(4)を参照されたい。

なお、職務意匠は、職務発明と同様に取り扱われている（ベトナム知的財産法第 86 条第 1 項 b 号、同条第 3 項、同法第 122 条第 1 項、同条第 2 項及び同法第 135 条等）。

## 関連法令一覧

### 1. タイ（第2章）

タイ特許法（the Patents Act B.E. 2522 (amended by the Patents Act (No. 2) B.E. 2535 and the Patents Act (No. 3) B.E. 2542)）

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=129773](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129773))

タイ特許法に基づく省令第25号（the Ministerial Regulations No. 25 (B.E. 2542) issued under the Patents Act B.E. 2522）

([https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo_kisoku.pdf))

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=185197](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=185197))

タイ特許法に基づく省令第24号（the Ministerial Regulations No. 24 (B.E. 2542) issued under the Patents Act B.E. 2522）

([https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo_kisoku.pdf))

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=185216](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=185216))

タイ営業秘密法（the Trade Secrets Act B.E. 2545 (amended by the Trade Secrets Act (No. 2) B.E. 2558)）

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=129785](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129785))

タイ刑法（the Penal Code of Thailand）

タイ著作権法（Copyright Act B.E. 2537）

([http://www.cric.or.jp/db/world/thai/thai\\_h1.html#1-0](http://www.cric.or.jp/db/world/thai/thai_h1.html#1-0))

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=129763](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129763))

タイ労働者保護法（第2号）（The Labour Protection Act (NO. 2) B.E. 2551）

タイ不公正契約法（The Unfair Contract Terms Act B.E. 2540）

### 2. ベトナム（第3章）

ベトナム知的財産法（the Law on Science and Technology, 2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号を改正した2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12）

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf>)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn047en.pdf>)（2009年改正）

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn063en.pdf>)（2005年制定法）

ベトナム技術移転法（Law on Technology Transfer, 2006年11月29日裁可の法律第80/2006/QH11）

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn050en.pdf>)

ベトナム科学技術法（the Law on Science and Technology, 2013年6月18日裁可の法律第29/2013/QH13）

([http://www.most.gov.vn/Desktop.aspx/S\\_T\\_Legislations/ST-Legislation/The\\_translation\\_is\\_for\\_reference/](http://www.most.gov.vn/Desktop.aspx/S_T_Legislations/ST-Legislation/The_translation_is_for_reference/))

ベトナム労働法 (the Labour Code, 2012 年 6 月 18 日裁可の法律第 10/2012/QH13)

([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/vn/business/pdf/VN\\_20120618\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20120618_rev.pdf))

(<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/91650/114939/F224084256/VNM91650.pdf>)

工業所有権に関するベトナム知的財産法の一部条項の施行ガイドライン (2006 年 9 月 22 日施行及び 2010 年 12 月 31 日改正 Decree103/2006/ND-CP)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn008en.pdf>)

研究開発契約のために定式化されたサンプル研究開発契約 (2014 年 4 月 10 日施行 Circular No. 05/2014/TT-BKHHCN)

工業所有権に関する行政上の罰則 (2013 年 8 月 29 日施行 Decree99/2013/ND-CP)

競争分野の違反の取扱いに関する競争法の施行 (2014 年 7 月 21 日施行 Decree 71/2014/ND-CP)

([http://www.itpc.gov.vn/investors/how\\_to\\_invest/law/Decree\\_No.71\\_2014/view](http://www.itpc.gov.vn/investors/how_to_invest/law/Decree_No.71_2014/view))

### 3. インドネシア (第 4 章)

インドネシア特許法 (Law No. 14 of August 1, 2001, regarding Patents)

(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=174132](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174132))

インドネシア商標法 (Law No. 15 of August 1, 2001, regarding Marks)

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=176869](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=176869))

インドネシア営業秘密法 (Law No. 30 of December 20, 2000, regarding Trade Secret)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=182062](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182062))

教育文化省所管 高等教育を伴う協力に関する 2014 年規則 (Regulation of Ministry of Education and Culture No. 14 of 2014 concerning Cooperation with Higher Education in)

インドネシア著作権法 (Law No. 28 of 2014 concerning Copyright Law)

電子取引及び情報に関する法律 (Law No. 11 of 2008, regarding electronic information and transactions)

インドネシア工業意匠法 (Law No. 31 of December 20, 2000, regarding Industrial Designs)

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/ishou.pdf>)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id043en.pdf>)

特許庁委託事業

新興国（タイ、ベトナム、インドネシア）における知財リスク調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.

2016 年 5 月発行 禁無断転載

本冊子は、2015 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd. が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。